

## 大阪府所蔵美術作品貸出規程

### 大阪府所蔵美術作品貸出規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、広く府民等の美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、大阪府の所蔵する美術作品、美術資料等（以下「美術作品等」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

#### (貸出先の範囲)

第2条 美術作品等の貸出しは、美術作品等を展示しようとする場所が当該美術作品等の展示に適する美術館又は不特定多数の人が利用する施設等（以下「美術館等」という。）であって、美術作品等の保管及び展示に十分な配慮がなされ、美術作品等の貸出しが公益の増進に寄与すると大阪府立江之子島文化芸術創造センター条例（平成23年大阪府条例第89号）第5条第1項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が認めた場合に行う。

#### (借受けの申請)

第3条 美術作品の貸出しを受けようとするものが、美術館等において展示するために美術作品を借り受けようとするときは、管理責任者を定め、美術作品貸出申込書（様式1）を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、展覧会のために借り受けようとする場合は、前項の申込書に展覧会の趣旨、企画、規模等の詳細を記載した書類を添付しなければならない。

#### (貸出しの承認)

第4条 指定管理者は、前条第一項の申込書の提出があったときは、これを審査し、貸出しを行うことが適当であると認めたときは、貸出しの決定を行い、当該提出をしたものに貸出承認書（様式2）により通知するものとする。

#### (貸出期間)

第5条 美術作品の貸出期間は、一年を超えることはできない。ただし、前条の手続を経て、貸出期間を更新し、又は延長することができる。

2 貸出期間の更新又は延長を申請する場合は、展示状況確認書（様式3）を添付しなければならない。

#### (貸出条件)

第6条 指定管理者は、美術作品等の貸出しを承認する場合においては、次に掲げる条件を付するものとする。

- 一 貸し出した美術作品等（以下「貸出作品等」という。）の輸送及び展示に要する一切の経費は、貸出しを受けたもの（以下「借受人」という。）の負担とする。
- 二 貸出作品等に関しては、借受人が、輸送及び展示にかかる保険をかけるものとする（第三号に掲げる場合を除く）。
- 三 府の庁舎（大阪府庁舎管理規則（昭和61年大阪府規則第57号）第2条に規定する庁

舎をいう。)内に展示する貸出作品等に関しては、借受人が輸送に係る保険を、府民文化  
部文化・スポーツ室文化課が展示に係る保険をかけるものとする。

四 貸出期間中の貸出作品等の管理は、一切借受人の責任とし、万一汚損、破損、消失  
等のあったときは、これを原状に修復し、又はその賠償の責を負うものとする。なお、  
賠償額については、大阪府の備品台帳に記されている貸出作品等の評価額を基準とし  
て算定するものとする。

五 借受人は、貸出作品等の使用权を譲渡し、又は転貸してはならない。

六 貸出作品等は、貸出しの目的以外の目的に使用してはならない。

七 貸出作品等の展示に関しては、当該作品が大阪府の所蔵である旨の表示等、指定管  
理者が指定する表示を行うものとする。

八 第一号から第七号までに掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うものとする。

(貸出し)

第7条 美術作品等の貸出しは、原則として無償とする。

(引渡し及び返還)

第8条 借受人は、美術作品の引渡しを受けるときは、借受証(様式4)を提出しなけれ  
ばならない。

2 借受証に記載した内容に変更が生じた場合は、展示状況変更届(様式5)を提出し、  
指定管理者の承認を得なければならない。

3 貸出作品等の引渡し及び返還に際しては、管理責任者が立ち会わなければならない。

4 貸出作品には、作品管理票(様式6)を添付しなければならない。

(貸出期間中の返還)

第9条 指定管理者は、借受人が第6条の条件に違反したとき、又は指定管理者の業務の  
ため貸出作品等が必要となったときは、貸出期間中においてもその作品の返還を求める  
ことができる。

2 前項の場合において、借受人は、指定管理者の指示に従い、速やかに貸出作品等を返  
還し、これについての補償等を要求することはできないものとする。

附則

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附則

この規程の一部改正は、平成18年4月1日から施行する。

附則

(貸付先の特例)

1 府の庁舎(大阪府庁舎管理規則で定める庁舎及び咲州庁舎)内に展示するために美術  
作品等の貸付を行う場合は、各条項記載の「知事」を「文化課長」に読み替えるもの  
とする。

(貸付条件の特例)

2 前項に規定する場合における6条第2号の適用については、同項中「輸送・展示一貫  
保険をかけるものとする」とあるのは、「美術作品等の汚損、破損、盗難等の事故を未然  
に防止するため、展示場所の施設管理、警備員等の巡回、輸送・展示一貫保険への加入  
等の方策を講じるものとする」とする。

附則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附則

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附則

この規程は、平成28年9月1日から実施する。

附則

この規程は、平成29年6月12日から実施する。